

神勞発基 0204 第 3 号
令和 3 年 2 月 4 日

関係機関の長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

金属アーク溶接等作業に伴い発生する溶接ヒュームが第二類特定化学物質に指定されることとなり、関係政省令が一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされました。

この度、令和 3 年 1 月 26 日付け基発 0126 第 2 号により厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり特定化学物質予防規則等の再改正に関する通達が発出されました。

これにより、呼吸用保護具の適切な装着の確認（フィットテスト）について、経過措置が令和 5 年 3 月 31 日まで延長となったほか、溶接ヒューム濃度の測定結果を電磁的記録による保管が可能となりました。

詳細な内容については別添通達及び同封の「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案について」のとおりですので事業場等に対して改正内容の周知にお願い申し上げます。

担当 神奈川労働局労働基準部 健康課
地方労働衛生専門官 田代 克也
〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
横浜第二合同庁舎8階
電話 045-211-7353